

# NEWS LETTER

2009年11月号 (No.137)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F  
落合会計事務所  
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529  
<http://www.ochiaikaikei.com/>

## 決算までにどんなことができる！？決算対策のススメ

決算を迎えるにあたり、黒字の会社は、「税金の負担を少しでも減らしたい」、赤字の会社は、「銀行借入をできるのだろうか？」などの悩みが出てくることもあるかと思います。

事前に損益の予想ができれば、決算の対策を打つことができます。

今回は、黒字の会社と赤字の会社について、決算の前にできることをお話ししましょう。

### ● 黒字の会社

黒字の会社が考えるべきことは、まず会社からお金が出ていかない対策です。お金を使う対策は、その後に考えるのがよいでしょう。

#### 1. お金を使わない対策

##### ① 売掛金を経費に落とす

売掛金のうち、回収が難しくなっているものについては「貸倒損失」として経費に落とすことができます。

ただし、税法ではその条件が厳しく定められていますので、注意してください。

##### ② 在庫の処分

商品や製品は、仕入れた時や製造した時にひとまず経費となりますが、期末までに売れ残った在庫については経費なりません。

不良在庫については、期末までにタタキ売るか、場合によっては廃棄処分してもよいでしょう。その場合は、将来の税務調査の説明用に「廃棄証明書」を出してもらうことをお勧めします。

##### ③ 固定資産の除却損の計上

機械や備品など、固定資産台帳の減価償却明細書に計上されていても、実際に現場にない固定資産があれば、帳簿価格の全額を除却損として経費に落とすことができます。

##### ④ 含み損のある固定資産の売却

土地や有価証券、ゴルフ会員権など、固定資産を売却した際に、帳簿価格より低ければ、その差額を「固定資産売却損」として、経費として計上するこ

とができます。

#### 2. お金を使う対策

##### ① 少額減価償却資産の購入

資本金1億円以下で青色申告をしている会社では、1点30万円未満の減価償却資産を購入し使用した場合、全額を経費として計上することができます。ただし、来年3月までで、1事業年度で合計300万円が上限です。

##### ② 短期前払費用

家賃、保険料など毎月発生している経費は1年分を一括して経費として計上できます。ただし、契約で年払いとしていることと、実際に決算までに支払っていることが条件です。

##### ③ 決算賞与の支払い

黒字の場合には、従業員に決算賞与を出すのもよいかもしれません。

### ● 赤字の会社

赤字決算になってしまうと、銀行からの借入が厳しくなります。

黒字になるように、できる対策をしましょう。

##### ① 役員報酬の引き下げ

税法上、役員報酬を経費にするためには毎月同額であることとなっていますが、業績の著しい悪化などがある場合は役員報酬の引き下げが認められています。

##### ② むだな保険の解約

年払いの生命保険など、会社の業績を考えて、解約や払い済みするのもよいかもしれません。どうしても続けるべき保険は、月払いにしてもらうのも手です。

### ● おわりに

以上、決算対策についてまとめました。それぞれの対策をすすめる際には、細かい条件の確認が必要です。担当者とよくご相談の上、ご検討ください。



(塩谷 知世)